



永新知識産権  
NTD IP ATTORNEYS

# 中国知的財産権 実務研究

| April 2023 |  
総第 10 期

PRACTICAL RESEARCH OF CHINA INTELLECTUAL PROPERTY

## 今回のハイライト

2022 年中国知的財産宣伝週に関する重大ニュース

2022 年の重要なビックデータ

### 鐘鳴博士コラム

中国における馳名商標の保護に関する歴史、現状、および課題について

涉外主体の知的財産権侵害事件の管轄と販売行為判断に関する新たな動向 | 董慧芳 張超

インターコンチネンタルホテル会社は偽インターコンチネンタルホテルに対する民事訴訟で 298 万元の賠償を獲得 | 黄偉蘭

## 2022年中国知的財産宣伝週に関する重大ニュース

1. 2023年1月13日に、国家知識産権局は、「商標法改正草案（意見募集稿）」を公表し、「商標法」の5回目の改正を正式に開始し、知的財産権界及び社会の各業界の広範な注目を引き起こした。
2. 2023年2月20日に、最高人民法院と国家知識産権局は、共同で「知的財産権の共同保護の強化に関する意見」を発表した。「最高人民法院と国家知識産権局は、知的財産権の保護に関する調整・協議メカニズムを構築し、知的財産権の保護に存在する普遍性、傾向性などの問題に対して、会議議事録の作成、文書連署、ガイダンスの共同発行などの形で合意を確認し、知的財産権の行政権利付与・権利確定及び司法裁判に関する情報交換メカニズムの構築を促進し、特許及び商標の権利付与・権利確定標準、司法及び行政法執行の証拠標準に関するフィードバック交流メカニズムを構築し、知的財産権侵害民事訴訟とそれに関連する権利付与・権利確定の行政手続の共同審理を加速し、権利状況を早く安定させ、権利保護の効率を高める」ことが言及されている。
3. 2023年3月23日に、国家知識産権局は、「知的財産権の質の高い発展を推進するための年度作業指針（2023年）」（添付：知的財産権の質の高い発展を推進するための2023の年タスクリスト）を発表した。「2023年には、司法部と連携して「特許法実施細則」の改正を促進し完了し、ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新たな分野及び新たな業態の特許審査基準を検討し改善し、異常な特許出願行為の厳しい取り締まりを継続し、全ての分野で悪意のある商標登録行為の取り締まりを強化し、商標の買いだめの管理に重点を置く」ことが言及されている。
4. 2023年3月30日に、最高人民法院知的財産権法廷は、「最高人民法院知的財産権法廷年度報告（2022）」、「最高人民法院知的財産権法廷

の典型的な案例（2022）」、「最高人民法院知的財産権法廷の裁判要旨（2022）」を公表した。「年度報告」には、「2022年に、知的財産権法廷は、技術類知財事件と独占関連の上訴事件を合計6183件受理し、結審した事件が3468件であった」ことが言及されている。その後、各地の法院は、それぞれの管轄区域の2022年の典型的な事件を相次いで発表した。

- 2023年4月3日に、全国知識産権宣伝週活動組委員会弁公室は、「2023年全国知的財産権宣伝週活動の開催に関する通知」を公表した。2023年4月20日から26日まで、「2023年全国知的財産権宣伝週活動」を開催し、知的財産権の保護に関する宣伝及び教育を強化し、「知識を尊重し、革新を尊び、誠実で法を守り、公正に競争する」ことをコアとする知的財産権文化の構築を深く推進すると公表した。
- 2023年4月18日に、最高人民検察院は、「新時代の検察機関のネットワーク法治業務の強化に関する意見」を公表した。「知的財産権検察庁の職務を総合的に遂行するという利点を十分に発揮し、集積回路、人工知能、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの主要分野におけるコア技術に対する司法保護を強調し強化し、コンピュータソフトウェア、データベース、ネットワークドメイン名、デジタル著作権、デジタルコンテンツ著作物などのネットワーク知的財産権に対する司法保護を法律に従って強化し、知的財産権を濫用して市場競争を排除し、革新を妨げることを法律に従って処罰し、デジタル技術成果の革新的な開発と変革を促進する。企業データ財産権に対する司法保護を強力に強化し、企業データの違法取得、企業の商業秘密の侵害などの犯罪行為を法律に従って処罰し、デジタル産業の革新的な発展を保証する」ことが言及されている。

# 2022年の重要なビッグデータ

## 一、商標データ

重要なビッグデータ	数量（単位：件）
新規商標出願件数	751.6万
登録商標の総件数	6,117,170
有効登録商標の総件数	42,671,911
商標異議申立の総件数	145,821
商標異議裁定の総件数	169,284
拒絶復審出願の総件数	331,591
拒絶復審裁定の総件数	344,853
異議復審申立の総件数	3744
異議復審裁定の総件数	3005
復審申立取消の総件数	16,005
復審裁定取消の総件数	14886
無効宣告申立の総件数	71308
無効宣告裁定の総件数	48841

# 2022年の重要なビックデータ

## 二、特許データ

### 1. 訴訟

案件種類	数量（単位：件）	前年同期比の変化率
知的財産権に関する民事事件		
地方人民法院の新受第一審事件	438480	- 20.31%
特許	38970	+ 23.25%
商標	112474	- 9.82%
著作権	255693	- 29.07%
技術契約	4238	+ 5.55%
競争類	9388	+ 11.51%
その他	17717	-15.66%
地方人民法院の新受第二審事件	46524	- 5.22%
最高人民法院の新受事件	3786	-10.77%
知的財産権に関する行政事件		
地方人民法院の新受第一審事件	20634	+0.35%
特許	1876	+3.65%
商標	18738	+4 件
著作権	12	+7 件
地方人民法院の新受第二審事件	5897	-28.22%
最高人民法院の新受事件	1456	-48.95%
知的財産権に関する刑事事件		
地方人民法院の新受第一審事件	5336	-14.98%
商標	4971	- 15.3%
著作権	304	- 8.71%
その他	61	-13 件
地方人民法院の新受第二審事件	979	- 6.76%

# 2022年の重要なビックデータ

## 2. 特許審査

重要データの一部	数量（単位：件）
特許権付与量	79.8 万
実用新案権付与量	280.4 万
意匠権付与量	72.1 万
中国の PCT 国際特許出願受理量	7.4 万
中国の出願人による国際意匠登録出願量	1286
中国を指定国とする、公開された国際意匠登録出願量	607
集積回路の配置図設計の登録出願量	14403

# 中国における馳名商標の保護に関する歴史、現状、および課題について

## 一、中国における馳名商標の保護の歴史的変遷

### 1. 国際条約に基づく保護

中国の「商標法」は、1983年3月1日に施行されたが、当時の法律およびそれに対応する商標法実施細則には、馳名商標の保護に関する規定がなかった。しかし、中国は、1984年12月19日に「工業所有権の保護に関するパリ条約」（「パリ条約」と略称される）に参加した。同条約は、1985年3月19日に中国で発効していた。また、中国は、1987年1月1日に施行された「民法通則」第142条第2項で、「中華人民共和国が締結または参加した国際条約が、中華人民共和国の民事法と異なる規定の場合、国際条約の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が留保の声明を出した条項を除く」と規定されている。これにより、外国の馳名商標については、当時の中国では直接「パリ条約」に基づいて保護することができた。実際、そうした手続きが取られたことがある。1987年8月、元国家工商行政管理局の商標局は、商標異議事件において、アメリカのピザハット・インターナショナル社の「PIZZA HUT」商標及び屋根図商標を馳名商標と認定し、同じ商品に対してオーストラリアの鴻図公司が出願した同じ商標の登録を拒否した。<sup>1</sup>

### 2. 行政手続きによる保護

1993年7月15日に施行された第2次改正「商標法実施細則」の第25条第1項第2号には、「以下の行為は、「商標法」第27条第1項に示された詐欺手段或いはその他の不正手段で取得し登録する行為に属する……（2）信義誠実の原則に違反し、複製、模倣、翻訳等の方式によって既に公衆に熟知されている他人の商標を登録する」と規定されており、これが中国で初めて行政法規の形で馳名商標（公衆に熟知されている商標）を保護するものとなる。1996年8月14日、元国家工商行政管理局は、「馳名商標の認定と管理の暫定規定」を制定し公布しており、行政手続きにより馳名商標を保護することを

<sup>1</sup> 黄暉：『商標法』（第2版）、第241ページ、法律出版社、2016年版。

規定している。この規定は、何度か修正・更新され、現在施行されているのは2014年7月3日に公布された「馳名商標の認定と保護に関する規定」である。1999年4月1日、元国家工商行政管理总局の商標局は、「全国重点商標保護名録」を編成し、名録に掲載されている重点商標は、基本的に馳名商標の保護を受けることができる。2000年6月には名録が修正されており、「YKK」、「ヤマハYamaha」、「MAXELL」、「キヤノンCANON」、「三洋San'yō」、「カシオCasio」など、130件の外国登録者の商標が収録された。

### 3. 司法手続きによる保護

2001年12月1日に施行された第2次改正「商標法」第13条では、馳名商標の保護が明確にされている。2001年7月17日に施行された「最高人民法院によるインターネットドメインネームにかかわる民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」は、人民法院に、馳名商標を法律に基づいて認定する権限を与えている。2001年11月25日、北京市高級人民法院は、(2001)高知終字第47号のアメリカのデュポン社が北京国網信息有限責任公司を起訴したインターネットドメインネーム紛争案件の二審民事判決において、デュポン社の「DUPONT」商標が馳名商標であると判断した。

2002年10月16日に施行された「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第1条第2項により、登録された馳名商標の利益を損なう行為を「商標法」に規定されている「他人の商標登録専用権に他の損害を与える行為」に組み入れ、規制する。2009年5月1日に施行された「最高人民法院による馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈」では、初めて、登録された馳名商標に対して「希釈化防止」の保護を与えることが認められた。2009年12月16日、北京市高級人民法院は、(2009)高行終字第1418号の「伊利Yili」商標異議復審案件の二審判決において、「乳製品、牛乳製品に登録された内モンゴル伊利実業集团股份有限公司の第613251号「伊利及び図」商標が馳名商標であり、他者が水栓、浴室設備、衛生器具および機器などの商品について出願した「伊利Yili」商標は、前述の「伊利及び図」商標を希釈化するものであるため、その登録を認めるべきではない」と判断した。

#### 4. 現在の馳名商標保護規則

行「商標法」（2014年5月1日施行）および関連する司法解釈の規定によれば、中国における馳名商標への保護規則は、以下のように簡潔にまとめることができる。

第一、馳名商標は、2つのレベルに分けられている。1つは、関連する公衆に熟知されている商標（「商標法」第13条第1項）であり、もう1つは、社会全体に広く熟知されている商標である（「馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第8条）。両者の認定には、証拠要件が異なっている。馳名商標の認定には、案件ごとの個別認定および受動認定（「商標法」第13条1項、第14条1項第1文）と、必要性に応じる認定（「商標法」第14条2項～4項）の原則に従うべきである。

第二、同一又は類似の商品／サービスについて、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳して容易に混同を生じさせる行為を禁止することができる（「商標法」第13条第2項、「馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第9条第1項）。登録された馳名商標の保護については、同一又は類似の商品／サービスに限らず、混同を生じやすい行為に限らず、非同一又は非類似の商品／サービスにおいて希釈化を生じやすい行為も禁止することができる（「商標法」第13条第3項、「馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第9条第2項）。

第三、他人の馳名商標を悪意で自分の名義で登録する行為に対しては、馳名商標所有者は、商標登録日から5年間の期限制限を受けず、当該商標登録の無効宣告を申請することができる（「商標法」第45条第1項）。この場合、「悪意」は、商標出願人が正当な理由があるかどうかとその使用行動によって判断または推定できる（2017年3月1日に施行された「最高人民法院による商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における若干の問題に関する規定」第25条）。また、他人が未登録の馳名商標を悪意で登録し、馳名商標所有者に対して侵害訴訟を起こした場合、馳名商標所有者は反訴または抗弁を提起することができ、法院は、これに基づいて悪意のある登録人の訴えを拒否することができる（「最高人民法院による馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第6条、2011年12月16日に公布された「最高人民法院による知的財産権の裁判職能作用を十分に発揮し、社会主義文化の大いなる発展及び繁栄を推進し、並びに経済の自主的及び調和的発展を促進するための若干問題に関する意見」第22条第3文）。

第四、既に登録された馳名商標権を侵害する行為は、「商標法」第57条第7号に規定されている「他人の商標登録専用権に他の損害を与える行為」に属する。未登録の馳名商標権を侵害する行為については、商標法における損害賠償請求権を与えない（「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第2条）。しかし、事実上、馳名商標所有者は、「不正競争防止法」第6条の規定に基づき、賠償を請求することを妨げない。

## 二、馳名商標の認定原則

### 1. 必要性に応じる認定

第3次改正「商標法」が2013年に公布された以前、馳名商標の必要性に応じる認定は、「最高人民法院による馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」の第2条と第3条に暗黙的に示されている<sup>2</sup>。司法解釈の規定だけであるため、実際には法院のみに拘束力があつたが、行政機関の馳名商標の認定には適用されない。「商標法」が第3次改正された後、第14条には、商標局、商標審査委員会、法院が「案件の処理において認定が必要な事実として」商標の馳名状況について認定することができることを強調するという規定が追加された。このような強調と再確認に基づき、法院は、訴訟中に、「商標法」の他の条項によって保護される場合、馳名商標保護に関する規定を適用しないことを基本的に徹底的に実行する。たとえば、第9431904号「IKE」商標の無効宣告案件において、北京知識産権法院は、「インター・イケア社が提出した証拠は、その先行した第175291号「IKEA」商標が家具などの商品において高い知名度を持っていることを証明することができる。しかし、馳名商標の認定は、必要性に応じる認定の原則に従い、係争商標と前述の先行商標を含む6つの商標とが類似の商品に使用される近似商標を構成するため、係争商標は、無効とされるべきであり、この先行商標が馳名商標であることを認定する必要はないとされた。よって、イ

<sup>2</sup> 当解釈の第2条には以下のとおり規定されている：「次の各号に掲げる民事紛争案件において、当事者が、商標が馳名であることを事実上の根拠とし、人民法院が案件の具体的状況に基づき確かに必要性があると考えられる場合は、係る商標が馳名か否かを認定する。（一）商標法第十三条の規定に違反していることを理由に提起される商標権侵害訴訟；（二）企業名称とその馳名商標が同一又は類似であることを理由に提起される商標権侵害又は不正競争訴訟；（三）本解釈第六条の規定に適合する抗弁又は反訴の訴訟。」第3条には以下のとおり規定されている：次の各号に掲げる民事紛争案件において、人民法院は係る商標が馳名か否かを審査しない。（一）訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為の成立が、商標が馳名であることを事実上の根拠としないとき；（二）訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為が、法律に定めるその他の要件を具備せず成立しないとき。（11）被告が登録、使用するドメイン名とその登録商標が同一又は類似であり、かつ当該ドメイン名を通じて関連する商品取引の電子商取引が、関連する公衆に誤認を生じさせるに足ることを理由として、原告が提起する権利侵害訴訟については、前項第（一）号の規定に照らして処理する。」

ンター・イケア社の権利は2001年の「商標法」第28条の規定に基づいて保護されたため、本案件において先行商標が馳名商標であると認定する必要がない」と判断した。<sup>3</sup>

必要性に応じる認定は、さらに、以下の2つの法的適用課題から示されている。1つは、馳名商標の認定と保護に関する各要件が適用時に順序があるかどうかという要求である。つまり、「商標法」第13条第2項または第3項を適用する際に、保護を求める商標が馳名商標であることを先行して認定して、係争商標が該当馳名商標の要素を複製、模倣または翻訳したものであり、公衆に混同または誤認を生じやすいかどうかを認定することができるかどうか？北京市高級人民法院は、第1162247号の「東尼博斯TONY BOSSおよび図」商標異議復審において、2001年「商標法」第13条第2項を適用するとき、「原則として、まず、先行登録された商標が馳名商標であるかどうかを認定し、次に、登録出願された商標が先行登録された馳名商標を「複製、模倣または翻訳」したものであるかどうかを認定し、最後に、このような「複製、模倣または翻訳」した商標が公衆を誤認させ、馳名商標登録者の利益を侵害する可能性があるかどうかを認定する」と認めた<sup>4</sup>。しかし、最高人民法院は、第5894566号「巨化」商標異議復審の拒否再審請求決定において、「案件審理中において、異議申立人が保護を求める引用商標の知名度を考慮する必要があるが、まず引用商標が馳名商標であるかどうかという問題を審理し認定することは、商標法第13条第2項の適用の前提条件であることを意味しない」と明示した。「最高人民法院による馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈」第2条第1項第1号には、馳名商標の必要性に応じる認定の原則が明確に規定されており、商標の権利付与・権利確定の行政案件の審理においても同様に馳名商標の必要性に応じる認定の原則に従うべきである。異議申立てされた商標が引用商標を複製、模倣または翻訳したものでない場合または異議申立てされた商標の登録が許可された結果が公衆を誤認させ、かつ引用商標権利者の利益を侵害する可能性がない場合、引用商標が馳名商標であるかどうかを審理し認定する必要がない。<sup>5</sup>このような発展の過程を見ると、馳名商標の保護要件の適用順序より、必要性に応じる認定の原則が優位であることが明らかである。

2番目の法的適用に関する課題は、同一または類似の商品について、既に登録された馳名商標を認定し保護することができるかどうかということである

<sup>3</sup> 北京知識産権法院（2017）京73行初1603号行政判決書。

<sup>4</sup> 北京市高級人民法院（2010）高行終字第390号行政判決書。

<sup>5</sup> 最高人民法院（2015）知行字第112号行政裁定書。

。「商標法」第13条第3項の文意は、「非同一又は非類似の商品」について、馳名商標登録者の利益を侵害する可能性のある行為を禁止することのみに限定されるが、法院は、一部の案件において、該条項が同一または類似の商品の商標紛争にも適用されると認める。例えば、第1348576号「APPLES」商標紛争案件において、北京市高級人民法院は、「商標法第13条第2項により、非同一又は非類似の商品について、既に登録された他人の馳名商標を複製、模倣または翻訳して商標登録を出願する行為を禁止するため、本案件において、同一又は類似の商品について、馳名性を持つ引用商標を複製、模倣または翻訳して係争商標を登録する行為は、さらに該条項によって禁止される内容に属すべきである。」と判断した<sup>6</sup>。最高人民法院は、関連する案件<sup>7</sup>においても、軽微な行為が犯罪と規定されると、それより重大な行為が犯罪として扱われるべきであるという観点による法的解釈の規則により、第13条第3項も同様に同一または類似の商品に対する保護に適用されることを認めた。<sup>8</sup>しかし、具体的な法的適用においては、行政機関（商標審査委員会）は、「係争商標の使用審査対象商品と先行引用商標の使用審査対象商品が同一または類似である場合、第13条第3項に基づく請求が提出された場合、商標審査委員会は、商標法第30条の規定に基づくことに転換して審理を行う。これは、必要性に応じる認定の原則の要件下で融通する審理モードである」という異なる見解を持っている。また、「最高人民法院による商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における若干の問題に関する規定」第14条では、このような転換行為の正当性を認めているが、異例の場合として、係争商標が登録から5年以上である場合、転換を行わずに第13条第3項に基づいて審理を行うことができる。<sup>9</sup>関連する問題として、同一または類似の商品における同一または類似の商標と、非類似商品における馳名商標が共存する場合、侵害主張または係争商標無効の宣告において、非類似商品における馳名商標を引用できなくなるのだろうか？これに対して、法院は否定的な回答をした。『ソフィア』商標侵害案件において、浙江省高級人民法院は、「馳名商標の司法的認定

<sup>6</sup> 北京市高級人民法院（2008）高行終字第272号行政判決書。

<sup>7</sup> 最高人民法院（2010）知行字第3号拒否再審申請通知書には、（2001年）「商標法」第13条2項は、非同一又は非類似の商品について、既に登録された他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳して商標登録を出願する行為を禁止すると規定している。この条項の趣旨に従えば、同一又は類似の商品について、既に登録された他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳して商標登録を出願する行為に、（2001年）「商標法」第13条第2項の禁止規定を適用することができる。」と判断した。

<sup>8</sup> 宋曉明、王闖、夏君麗、董曉敏：「商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における若干問題に関する規定」の理解と適用」、「人民司法・応用」、2017年第10号。

<sup>9</sup> 「最高人民法院による商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における若干の問題に関する規定」第14条には、「当事者は係争商標がその登録されている馳名商標に対する複製、模倣或いは翻訳に該当するとして、登録拒絶或いは無効宣告すべきと主張し、商標評審委員会は商標法第三十条の規定によりその主張を支持する裁決を下した場合、係争商標の登録が5年未満ならば、人民法院は当事者の意見陳述後、商標法第三十条の規定により審理することができる。係争商標の登録が5年以上ならば、商標法第13条3項を適用して審理しなければならない。」と規定されている。

の本意は、馳名商標をより効果的に保護することである。権利者が複数の商標権を保有している場合、法院は、馳名商標の認定を回避するために、権利者が馳名商標跨類別保護方式でより有利な保護を求めることを許可しないと、権利者の正当な利益を十分に保証することは困難になる。これは、馳名商標の司法的認定制度の本意と矛盾する」と認める。<sup>10</sup>第1355455号のりんご図形商標に係る紛争案件において、最高人民法院は、「先行商標権利者が非類似商品について登録された馳名商標と類似商品について先行して登録された商標とを同時に持つ場合、係争商標を類似商品について先行して登録された商標と比較するだけでなく、馳名商標の保護を考慮すべきである。権利者が馳名商標を持つ以外、同一または類似の商品について先行して登録された商標を持つ場合、権利者に対する保護は、類似の商品における馳名商標だけを持ち、類似の商品について先行して登録された商標を持たない場合のものよりも弱いという状況が生じるべきではない。」と認める。<sup>11</sup>



## ■ 鐘鳴

2002年から2016年にかけて、北京市高级人民法院知財権庭裁判官、審判長、第一調査組長を経験し、北京市政法系統「十百千」人材とも選出されたことがある。中国知識産権法律学研究会理事と、中華商標協会中国企業商標鑑定センターのコンサルティング専門家も兼任している。裁判官として知財権に関する民事と行政訴訟を3000件余り審理したことがある。2010年度、2011年度、2014年度、2015年度中国裁判所10大知財権案件、2014年度中国裁判所50件の典型案件に選ばれた案件などを担当した。

<sup>10</sup> 浙江省高級人民法院（2016）浙民終794号民事判決書。

<sup>11</sup> 最高人民法院（2009）行提字第3号行政判決書。

# 涉外主体の知的財産権侵害事件の管轄と販売行為判断に関する新たな動向

## ■ 董慧芳 張超

**要約：**「中華人民共和國民事訴訟法（改正草案）」には、涉外編が重点的に改正され、人民法院の涉外民商事案件に対する管轄規則が完備され、関連する管轄根拠が適度に拡大され、侵害結果地を管轄根拠とすることをさらに明確にされる。また、中国に住所を有しない涉外主体に対しては、中国との経済交流活動において、中国外で製造及び発送された製品であっても、販売契約が中国内で締結され、有効となり、契約目的が中国に製品を販売することである場合、その行為は、専利法上の販売行為が中国で行われたと認定される可能性があり、その結果、その経済活動は、中国で知的財産権侵害リスクがある。

**キーワード：**涉外主体、管轄、契約目的、中国への販売

2022年12月30日、全国人民代表大会は、「中華人民共和國民事訴訟法（改正草案）」を発表し、社会からの意見を募集した。

この草案には、民事訴訟法の29の条項に及ばした28箇所が改正され、そのうち16条項が新たに追加され、13条項が改正された。改正の重点は、民事訴訟法の涉外編に関した。

新時代になって以来、高水準な対外開放が継続的に推進される中で、人民法院が審理する涉外民商事案件は、100を超える国や地域に及んでいるほど急速に増加しており、また、中国国外の当事者が中国の法院による管轄を能動的に選択する案件も増加しており、中国司法の国際的な公信力と影響力が持続的に向上している。

民事訴訟法の涉外編は、人民法院が涉外案件を審理するための重要な手続法の根拠であり、その改正は、主に、人民法院の涉外民商事案件に対する管轄規則のさらなる完備、国際的な民商事訴訟の管轄権紛争に対する適切な調整、国際送達手段の多様化、中国国外での調査及び証拠収集条項の追加、中国外国の法院判決の承認及び執行に関する制度及び規則の完備などを含む。

涉外民商事案件の管轄規則に関して、草案には、元の規則が次のように改正された。

「財産権益紛争及び非財産権益紛争により、中華人民共和国の領域内に住所を有しない被告に対して提起された訴訟については、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物所在地、差押えに供することができる財産の所在地、侵害行為の発生地又は結果発生地、代表機構の住所地が中華人民共和国の領域内にある場合、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することができる財産の所在地、侵害行為の発生地又は結果発生地、代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる。

中華人民共和国と他の適切な関係を有する紛争に関しては、中華人民共和国の人民法院が管轄することができる。」

草案には、涉外案件の管轄種類が合理的に増加し、関連する管轄根拠が適切に拡大された。草案には、管轄紛争の種類が財産権益紛争と非財産権益紛争に拡大され、侵害結果発生地を管轄根拠とすることがさらに明確にされ、その他の適切な関係を管轄根拠として追加された。また、草案には、涉外合意の管轄規則が完備され、紛争と実際に関係する場所が中国の領域外にある場合、当事者が中国の法院による管轄を合意して選択することができることが明確にされた。

最近、NTDの支援で、クライアントが原告として北京知識産権法院で三つの一連の涉外特許侵害案件の一審で勝訴した。この一連の案件で、被告は、中華人民共和国の領域内に住所を有しない涉外主体に属し、また被告は、本案の販売行為が中華人民共和国の領域内で行われないと主張した。このため、本案が北京知識産権法院の管轄範囲に属するかどうか、そして被告が中華人民共和国の領域内で被疑侵害製品を販売する行為を行ったか否かが争点となった。

最終的に、北京知識産権法院は、NTDの主張を支持し、「侵害結果発生地」が北京であるなどの理由で、案件の管轄を確立した。また、北京知識産権法院は、被告が中華人民共和国の領土内で被疑侵害製品を販売する行為を行ったか否かを認定する際、「販売契約の締結目的」を創造的に考慮して、最終的に「被告が中華人民共和国の領土で被疑侵害製品を販売する行為を行ったことは、契約の締結目的に適する」と判断し、さらに特許権者の主張を支持した。

中国における知的財産権侵害紛争の司法実務において、完全に中国国外の主体を被告とする（いずれかの中国の主体を共同被告とすることがない）案件は稀であり、また「侵害行為が中華人民共和国の領域内で発生したか否か」が争点となることは初めてである。以下、筆者は、本案の代理過程での実際の状況に基づき、本案に関する、北京知識産権法院の管轄及び侵害行為の認定の新たな動向を分析し、中国における涉外主体の商業活動中

の知的財産権侵害リスクの分析に参考を提供する。

前述の案件では、原告（商業登記の住所は日本にある）が、中国で合法的かつ有効な特許権を所有しており、それに基づいて被告（商業登記の住所は中国国外にある）に対して特許権侵害訴訟を提起した。本案では、第三者が被告と契約を締結し（引き渡し条件はC I P北京である）、被告から被疑侵害製品を購入し、かつ被告に代金を支払った。被告は、請求書などの書類を提出した。この契約には、締結場所が「中国北京」と記載されている。被疑侵害製品は中国国外で生産され、運送業者によって北京に運ばれ、その後購入者に引き渡された。

被告は、中国国内に住所がなく、被疑侵害物品の貯蔵場所と発送場所もいずれも中国国外にあり、販売契約書で約束された引き渡し条件がC I P北京であり、被疑侵害製品が中国国内に入る前に訴訟された販売行為が完了し、被告が被疑侵害製品が中国国内に入るか否かを左右できないため、訴訟された販売行為が中国国内で発生しないとみなすべきであり、本案の特許の特許権を侵害しないと主張した。

本件の管轄問題について、北京知識産権法院は、「中華人民共和國民事訴訟法」第29条<sup>12</sup>、第272条<sup>13</sup>、「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」第5条<sup>14</sup>により、「被疑侵害製品は中国国外で製造され、北京空港まで輸送され、当業者以外の人である輸出入会社により中国国内に輸入されたが、本案の契約の約束締結場所が「中国北京」であるため、販売行為が中国国内で発生したと認定する」と判断した。北京知識産権法院は、侵害行為地の法院として、法律に基づいて本案に対して管轄権を有する。

「侵害行為が中華人民共和國の領域内で発生したか否か」という点について、北京知識産権法院は、審理及び調査を行った結果、「まず、本案の契約は、中国北京で締結され、有効となり、すなわち被疑侵害製品の販売行為発生地は、中国北京である。次に、被疑侵害製品は、海関を経由して中華人民共和国内に輸入され、実際に販売されたことが、添

<sup>12</sup> 「中華人民共和國民事訴訟法」第29条には、「権利侵害行為について提起される訴訟は、権利侵害行為地又は被告の住所地の人民法院が管轄する」と規定されている。

<sup>13</sup> 「中華人民共和國民事訴訟法」第272条には、「契約紛争又はその他の財産権益に係る紛争により、中華人民共和國の領域内に住所を有しない被告に対して提起された訴訟については、契約が中華人民共和國の領域内で締結又は履行され、又は訴訟の目的物が中華人民共和國の領域内にあり、又は被告が中華人民共和國の領域内で差押えに供することができる財産を有し、又は被告が中華人民共和國の領域内に代表機構を設置している場合には、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することができる財産の所在地、権利侵害行為地又は代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる」と規定されている。

<sup>14</sup> 「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」第5条には、「特許権侵害行為について提起される訴訟は、侵害行為地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

侵害行為地は、被告が侵害する発明、実用新案特許製品の製造、使用、許諾販売、販売、輸入などの行為の実施地、特許方法使用行為の実施地、該特許方法によって直接得られる製品の使用、許諾販売、販売、輸入などの行為の実施地、意匠製品の製造、許諾販売、販売、輸入などの行為の実施地、他人の特許を模倣する行為の実施地、上記侵害行為の侵害結果発生地を含む。」と規定されている。

付の請求書、ハウス・エア・ウェイビル、包装明細書などで証明することができる。最後に、本案の契約における関連約束、例えば、「貨物が港に到着した後、中華人民共和国出入境検査検疫局によって商検証明書を発行する」などを参照して、本案の契約の締結目的は、中国に被疑侵害製品を販売することであると認定すべきであるため、被告が中国国内で被疑侵害製品を販売する行為を行ったことも契約締結目的に合致すると認定する」と判断した。

以上より、北京知識産権法院は、「侵害結果発生地」などを基準に案件管轄を確立し、また、被告が中華人民共和国の領域内で被疑侵害製品を販売する行為を行ったことを認定し、原告の主張を支持した。

### 弁護士の見解

「中華人民共和国民事訴訟法（改正草案）」に涉外編に対して重点的に改正する場合、本案の判決結果は、人民法院による涉外民商事案件の審理における新たな動向を反映する。すなわち、管轄規則を完備し、管轄根拠を適度に拡大し、涉外主体の合法的な権益を確実に保護する。

また、本件の判決は、正反両面から、権利所有者が涉外主体に対して法的責任を追及し、涉外主体が中国との経済交流活動における知的財産侵害のリスクを防止及び制御するために、重要な指針を提供する。

権利所有者にとって、その競合相手が中国国外にあり、侵害製品が中国国外から中国国内に輸入される場合、本案の指針により、権利所有者は、中国国内に位置する管轄接続点を意図的に作成するか又は中国のユーザー（多くの場合、権利所有者のクライアントでもある）を訴えるなどの無力な行動を取るのではなく、該中国国外の競合相手に対して直接的に権利を主張することを考慮することができ、紛争をより経済的で効率的に解決する。訴訟戦略においては、侵害製品を購入する販売契約の締結過程に注意を払うべきであり、契約条項の設計及び署名方法によって、該契約の締結地と効力発生地が中国国内に位置することを確保し、かつ該契約の目的が中国への被疑侵害製品の販売であることを体現する。

他方では、中国との経済交流活動において、涉外主体は、知的財産権侵害のリスクの調査を強化し、特に中国へ製品を販売する過程で、該製品が中国の知的財産権を侵害するか否かを調査する必要がある。



## ■ 董慧芳

知財権に関する20年余り仕事の経験があり、国内外の一流企業と交流があるだけでなく、その企業内の教育まで参加している。国内最前線の問題に直面しながら、法律、法規の変動にすでに把握する上に、各企業の知財権に関する制度の立ち上がりと継続することと、知財権の保護などで豊富な経験を積み重ねている。多国籍企業と知名度高い企業の知財権戦略、知財権保護について詳細かつ確実な理解と深い心得があるので、数多い企業の特許、商標、著作権、不正競争にめぐる案件をうまく解決したことである。

## ■ 張超

張超弁護士は、2015年に永新知的財産に所属し、これまで多くの大手国際企業に係る複数の特許訴訟事件を代理し、かつ特許無効化、特許侵害予防調査（FTO）分析、知的財産権戦略相談などのサービスを提供してきた。

張超弁護士が代理した、沃克斯株式会社が騰天を訴えた特許権侵害事件は、最高法院の50大典型事件に選ばれた。張超が代理した、速幫ソフトウェアが清華同方を訴えた特許権侵害事件は、北京市司法保護の10大事件に選ばれた。

張超弁護士が得意とする技術分野は、スマートデバイス、自動車、自動運転、車両のインターネット、冶金用新素材、液晶ディスプレイ、新エネルギー、及び人工知能を含む。



# インターコンチネンタルホテル会社は偽インターコンチネンタルホテルに対する民事訴訟で298万円の賠償を獲得

■ 黄偉蘭

最近、永新知的財産権代理会社は、インターコンチネンタルホテル会社を代理し、北京知識産権法院で審理された民事訴訟の二審で勝訴した。浙江省のあるホテル会社（以下「被疑侵害者」という）は、「ポール・インターコンチネンタル Paul Intercontinental」ホテルを開業したため、インターコンチネンタルホテル会社から法院に提訴され、北京市海淀区人民法院は、被疑侵害者がインターコンチネンタルホテル会社によって登録された「INTERCONTINENTAL」及び「インターコンチネンタル」の商標を侵害したという一審判決を下した。該会社は、一審判決を不服とし、北京知識産権法院に控訴した。

## ●事件の事実

インターコンチネンタルホテル会社は、1984年以来、世界的に有名なホテルブランド「インターコンチネンタル InterContinental」を中国に導入し、かつ中国国家知識産権局によって「INTERCONTINENTAL」及び「インターコンチネンタル」シリーズの商標登録が承認され、承認されたサービスには、レストランサービス、ホテルサービスなどが含まれる。何年にもわたる発展を経て、インターコンチネンタルホテル会社の「インターコンチネンタル InterContinental」ブランドは、中国を含む世界中の旅客に一般的に認められる高品質ホテルのモデルとなり、中国の消費者に広く認められ、賞賛されている。

被疑侵害者は、2014年6月17日に設立され、その会社登録名称に「インターコンチネンタル」が含まれなかった。2015年以来、該会社は、ホテル名称とホテルサービスに「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」を使用し、会議ホールを「インターコンチネンタルホール」と名付け、「5つ星ホテル」の虚偽の宣伝をしていた。また、2015年に被疑侵害者の関連会社である杭州のあるグループ会社は、第43類に、「ポール・インターコンチネンタル」シリーズの商標を登録することが承認され、その後、2016年に該商標を浙江省のあるブランド管理会

社に譲渡した。2016年12月に、インターコンチネンタルホテル会社が無効宣告請求を提出したため、国家知識産権局は、ホテル、レストラン、宿泊などの関連サービスにおける「ポール・インターコンチネンタル」シリーズの商標が部分的に無効とされると判決した。2017年8月、インターコンチネンタルホテル会社は、弁護士書簡を被疑侵害者に送付して「InterContinental」及び「インターコンチネンタル」の使用を停止することを要求したが、該会社は依然として侵害行為を続けた。したがって、インターコンチネンタルホテル会社は、被疑侵害者と予約サイトである「去哪儿」サイトを北京市海淀区人民法院に訴えた。

北京市海淀区人民法院は、審理を経て、一審判決を下し、インターコンチネンタルホテル会社の訴訟請求を支持し、被疑侵害者が「Paul InterContinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」を使用することが商標侵害を構成すると判断し、かつ被疑侵害者の「5つ星ホテル」の虚偽の宣伝が不正競争を構成すると判断した。被疑侵害者の大規模かつ長期にわたる侵害行為、インターコンチネンタルホテル会社の商標の高い知名度及び被疑侵害者の悪意を考慮して、一審において、被疑侵害者がインターコンチネンタルホテル会社に総額が2,984,664.88元の経済的損失と合理的な費用を賠償するという判決を下した。

#### ● 控訴主張

被疑侵害者は、一審判決を不服として、北京知識産権法院に控訴した。控訴審で、被疑侵害者は以下のように主張した。

1. 以前から登録商標「ポール・インターコンチネンタル」の使用が許可され、かつ「ポール・インターコンチネンタル」商標が2016年に無効とされたという事実を知らなかった。また、本件のホテルは、株主の所有物であり、被疑侵害者が該ホテルを賃貸して経営した時点で、「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」という侵害標識は存在していた。したがって、被疑侵害者は侵害の意図がない。
2. 「インターコンチネンタル」及び「INTERCONTINENTAL」に特定の意味があるため、「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」は、インターコンチネンタルホテル会社の「INTERCONTINENTAL」及び「インターコンチネンタル」商標に類似しない。また、インターコンチネンタルホテル会社は、被疑侵害者が所在する都市でホテルを経営しておらず、両者の消費者が重複しない。したがって、被疑侵害

者が使用する商標に「インターコンチネンタルintercontinental」が含まれていたとしても、関係公衆に混同や誤解を生じさせることはない。

3. 一審判決における賠償額は、異常に高額で、被疑侵害者の利益及び支払い可能な範囲をはるかに超える。

### ● 二審法院の判決

二審法院は、被疑侵害者の商標「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」が「Intercontinental」及び「インターコンチネンタル」を完全に含むと判断した。「インターコンチネンタル」及び「Intercontinental」は、被疑侵害者の商標における識別部分である。被疑侵害者の商標に「Paul」及び「ポール」という文字が追加されたが、「インターコンチネンタル」及び「Intercontinental」の顕著な識別作用を妨げるものではない。したがって、「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」は、インターコンチネンタルホテル会社の「Intercontinental」及び「インターコンチネンタル」商標に類似する。被疑侵害者は、そのホテルの名称、ホテルの看板、駐車場の看板、パンフレット、価格表、メニュー、タオルなどに「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」を使用する。また、被疑侵害者は、予約サイトの広告にも「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」を使用する。このような使用は、レストランサービス、ホテルサービス及びレストラン予約サービス、ホテル予約サービスに関連し、インターコンチネンタルホテル会社の「インターコンチネンタル」及び「INTERCONTINENTAL」商標の承認のサービスと同一又は類似する。インターコンチネンタルホテル会社の「INTERCONTINENTAL」及び「インターコンチネンタル」商標がホテル業界で高い有名度を有することを考慮すると、被疑侵害者の行為は、インターコンチネンタルホテル会社と承認許可、協力運営などの特定の関係があるという誤解を関係公衆に与え、関係公衆に混同を生じさせる。特に、ネット上の口コミからみると、一部の消費者がポール・インターコンチネンタルとインターコンチネンタルホテルとを混同している。したがって、被疑侵害者が「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」の使用は、インターコンチネンタルホテル会社の「Intercontinental」／「インターコンチネンタル」商標の侵害を構成する。

「ポール・インターコンチネンタル」商標が登録され、かつ登録者から使用許可を受けたという被疑侵害者の主張について、二審法院は、被疑侵害者が明らかに悪意を持って

「Paul Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」を使用するため、この抗弁を受け入れないと判断した。「ポール・インターコンチネンタル」商標が出願される前にインターコンチネンタルホテル会社の「インターコンチネンタル」及び「INTERCONTINENTAL」商標が高い有名度を有することを考慮すると、被疑侵害者は、同じ分野の競争相手として、周到かつ慎重な注意義務があり、「Intercontinental」、「インターコンチネンタル」に類似する商標の使用を避けるべきである。特に、「ポール・インターコンチネンタル」商標が2016年に無効とされた後、被疑侵害者は、侵害商標を使用し続け、2017年にインターコンチネンタルホテル会社から弁護士書簡を受け取った後にも、侵害商標を使用し続けた。明らかに、被疑侵害者は、インターコンチネンタルホテル会社の名声を利用するという主観的な悪意を持っていた。

損害賠償に関して、二審法院は、被疑侵害者によって提出された2018年及び2019年の利益表は、侵害期間全体をカバーせず、侵害による被告の利益を真に反映することができないと判断した。インターコンチネンタルホテル会社の商標の有名度、侵害訴訟行為の持続期間、被疑侵害者の主観的な悪意、被疑侵害者の収入及び被疑侵害者が正当な理由なく実際の収入を反映する関連証拠を提出しなかったことを総合的に考慮して、二審法院は、被疑侵害者が285万元の経済的損失と134,664.88元の合理的な費用をインターコンチネンタルホテル会社に補償したという一審判決が不適切ではないと判断した。

### ● 案件からの洞察

この案件は、侵害商標が登録されたとしても、悪意のある侵害者は、依然として、該商標が無効とされる前の使用行為に対して賠償責任を負うべきであると明確に判断した。『商標法』の規定によると、登録商標が無効とされた場合、最初から無効であるとみなされる。しかしながら、商標権侵害の案件において、商標無効が損害賠償の計算に遡及効果を有するか否かについて、いくつかの論争がある可能性がある。本件において、法院は、この問題について議論し、「訴訟された侵害商標が登録された」という抗弁が有効であるか否かは、侵害者が商標を使用することに悪意を持っているか否かにより決められる」と判断した。被疑侵害者が明らかに悪意を持って「Intercontinental」及び「ポール・インターコンチネンタル」を使用し、かつ商標が無効とされ、インターコンチネンタルホテル会社から弁護士書簡を受け取った後にも、侵害行為を停止しないことを考慮して、法院は、被疑侵害者の悪意利用が非常に明らかであると判断した。

また、予約プラットフォーム又はその他の電子商取引プラットフォームで侵害者の経営に関連するデータを検索し、収集することは、重要であり、損害賠償主張を支持することができる。本件において、予約サイトに侵害ホテルが「5000回以上」消費されることを示し、また「350件」の消費者レビューが投稿されることから、消費者レビューの割合が7%未満であると推算する。侵害ホテルの予約サイトでのレビュー数は4,443件であり、これにより侵害ホテルの合計消費回数が少なくとも $4443 \div 7\% = 63471$ であると推算する。侵害ホテルの客室料金の中央値である500元/1室/1泊で計算すると、被疑侵害者の売り上げは、少なくとも31,735,500元である。類似するホテルの利益率13.8%を参照して計算すると、被疑侵害者の利益は、少なくとも $31,735,500 \times 13.8\% = 4,379,499$ 元である。これは、法院が補償額を決定するための非常に重要な根拠となる。



### ■ 黄偉蘭

主に商標、ドメイン名、著作権、不正競争などの分野の法律活動に従事している。2014年に永新專利商標代理有限公司に加入してから、ブランド保護戦略コンサルティング、商標行政訴訟、商標民事訴訟、商標行政コピー品取締り、商標譲渡交渉、ドメイン名紛争、知財権税関保護、不正競争などの全方位法律サービスを提供し、国内外の取引先のため、様々な知財産権紛争を解決したことである。勤勉で責任を果たした態度と豊富な専門知識よりお客様に認められている。



永新知識產權  
NTD IP ATTORNEYS

网站: [www.chinantd.com](http://www.chinantd.com)

专利: [sunjian@chinantd.com](mailto:sunjian@chinantd.com)

商标&法律: [Liyaqiong@chinantd.com](mailto:Liyaqiong@chinantd.com)

高级顾问: 钟鸣

编辑: 刘方圆、王智慧

总负责人: 沈春湘、李雅琼

北京 · 上海 · 深圳 · 香港 · 东京 · 慕尼黑